

被災職員の氏名及び生年月日	大阪 花子 〇〇年〇〇月〇〇日生	補償の種類	〇 〇 補償
---------------	---------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 ※必ず記入 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	〇年△月〇日から 〇年△月〇日まで	〇年□月〇日から 〇年□月〇日まで	計	備考	
総日数	31日	31日	28日	90日	←□月5日と12日に、それぞれ午前4時間病気休暇。なおこの2日間に時間外勤務手当4,344円あり	
勤務した日数	←注1 23日	23日	20日	66日		
控除日数	←注2 0日	0日	2日	2日		
注3 ↓ 給与	給料	200,000円	200,000円	200,000円		600,000円
	扶養手当	2,000円	2,000円	2,000円		6,000円
	地域手当	20,200円	20,200円	20,200円		60,600円
	住居手当	1,000円	1,000円	1,000円		3,000円
	通勤手当	←注4 3,000円	3,000円	3,000円		9,000円
	時間外勤務手当	10,000円	8,000円	12,000円		30,000円
	宿日直手当	円	円	円		円
	特勤手当	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	
〃 ※必要に応じて欄は増やしてください。	500円	200円	1,300円	2,000円	(月額) (実績) ↑月額か実績給か記載	
計	237,700円	235,400円	240,500円	713,600円		
(A) 法第2条第4項本文による金額					寒冷地手当 (災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額)	
(給与総額) (総日数) ※必ず記入						
$713,600円 \div 90 = 7,928円 88 銭 (イ)$					$円 \times 5 \div 365 = 円 銭 (ロ)$	
$(イ) + (ロ) = 7,928 円 88 銭$						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額					※同じ欄内の算定の途中で端数処理を行わないでください(後掲の「その他注意事項」(2)参照)	
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数) $\frac{60}{66} \times 100 = 290 円 90 銭 (ハ)$						
(その他の給与の総額) (総日数) $681,600 円 \div 90 = 7,573 円 33 銭 (ニ)$						
$(ロ) + (ハ) + (ニ) = 7,864 円 24 銭$						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					上表「控除日数」がある場合は記入:注6	
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{0 \times 5}{365} + 227,200 \div 28 \right] \times 2 - 0 = 16,228 円 57 銭 (ホ)$						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) $4,344 円 00 銭 (ヘ)$						
$(ホ) + (ヘ) = 20,572 円 57 銭 (ト)$						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)					※同じ欄内の算定の途中で端数処理を行わないでください(後掲の「その他注意事項」(2)参照)	
$\left[\frac{0 \times 5}{365} \times 90 \right] + 713,600 - 20,572 円 57 銭$						
$(総日数) (控除日数) = 7,875 円 31 銭$						
$90 日 - 2 日$						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)					実績給があり、控除日もある場合は、 B・C・C'欄すべて記入:注7	
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
$27,656 円 \div 64 \times \frac{60}{100} = 259 円 27 銭 (チ)$						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
$\left[\frac{0 \times 5}{365} \times 90 \right] + 681,600 - 259 円 27 銭$						
$(総日数) (控除日数) = 7,742 円 50 銭$						
$90 日 - 2 日$						
$(チ) + (リ) = 8,001 円 77 銭$						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) ← 注8 (総日数)		
円 ÷	=	円 銭
①災害発生日(令和 ○○年 ○○月 ○○日)における基本的給与の月額 行政 職給料表 × 級 ×× 号給 給料 200,000 円 扶養手当 必ず記入:注9 2,000 円 地域手当 20,200 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 222,200 円	②補償事由発生日(令和 ◇◇年 ◇◇月 ◇◇日)における基本的給与の月額 行政 職給料表 × 級 △△ 号給 給料 210,000 円 扶養手当 必ず記入:注10 2,000 円 地域手当 21,200 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 233,200 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) ← 採用の日に災害を受けた場合に記入 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) ← F欄は必ず記入 233,200 円 ÷ 30 = 7,773 円 33 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 ← 補償事由発生日が災害発生年度の翌々年度以降の場合に記入:注11 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 222,200 円 ÷ 30 = 7,406 円 66 銭(ヌ)		補償事由発生日が災害発生年度の翌々年度以降の場合に記入:注11
(ヌ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 ※F欄は含まない 8,001 円 77 銭(ル)		
(ル) (総務大臣が定める率) ← 注11(2) 8,001 円 77 銭 × 1.02 = 8,161 円 80 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 ← 補償事由発生日が離職後の場合に記入 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 ← 補償事由発生日が離職後で、かつ、災害発生年度の翌々年度以降の場合に記入 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(7)	
	(7)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(7)	
	(7) (総務大臣が定める率) ← 注11(2)に同じ 円 銭 × = 円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額 円 銭		
(K) 規則第3条第7項による金額 ← 年金以外の場合に記入(年金の場合はL欄へ) 3,970 円		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 ← 年金たる補償又は休業補償(療養開始後1年6月経過後の場合):注12 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 注12(2) 歳		
最高限度額 注12(3) 円	最低限度額 注12(3) 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 ※A~L欄で最も高い額。1円未満は切り上げ。 8,162 円 (G) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和○○年○○月○○日 所属部局の { 所在地 ○○市○○町○○丁目○○ 名称 ○○市総務部 長の職・氏名 部長 公災 太郎		

《平均給与額算定にあたって》

平均給与額は、障害補償、休業補償、遺族補償等の補償額の算定の基礎となります。地方公務員災害補償基金（大阪府支部）と各任命権者は別の法人となり、当支部では被災職員の給与や勤務状況を正確には把握できません。よって、算定にあたっては、実質的に被災職員の任命権者や所属部局等によりなされるものであるため、各団体の事務担当者は誤りのないよう留意していただくようお願いします。

※以下では、誤りの多い箇所や注意を要する事項に限って補足説明しています。記載にあたっては、「地方公務員災害補償 補償実施の手引」（赤い本）（各団体ごとに1冊は配布しています。各団体内で公務災害担当部局が複数ある場合は、人事・服務等所管に配布しています。以下、「手引き」といいます。）の「第8部 平均給与額の算定（手引き P132～）」に詳細な説明が記載されていますので、必ず内容ご確認ください。（各学校については、所管の各教育委員会担当部局へお尋ねください。）

【添付書類】

- ・給与関係発令事項（平均給与額算定の対象期間に関わる発令事項すべて記載。昇級、給与改定等。）
- ・災害発生月の前3か月分の出勤簿等
- ・災害発生月前3か月間、災害発生月及び補償事由発生月（※注10参照）の給与明細等（給与所得等に対する所得税源泉徴収簿等でも可）（給与改定等があった場合は、差額調整がわかる書類も）
- ・災害発生月の前3か月分の通勤手当を支給した月の給与明細等

■注1「勤務した日数」 手引き P138

(1) 現実に勤務した日のほか、現実に勤務はしなかったが、給与支給の対象となる日（年休や夏期休暇等の有給休暇、職務専念義務免除、祝祭日等）が含まれる。逆に「勤務した日数」に含まれないものは給与支給の対象とならない日を指し、土曜、日曜等の勤務を要しない日（いわゆる週休日）及びその振替日、欠勤等により給与が支給されない日等で現実に勤務しなかった日をいう。

例) ・週休日である土曜日に1日勤務し、平日1日を週休日の振替日とした。

→土曜日1日は勤務した日数に含み、週休日の振替日である平日1日は勤務した日数に含まない。

(2) 年末年始（12月29日から1月3日）のうち週休日以外の日も、基本的に、祝祭日と同様の考えで勤務した日数に含める。例えば週休日が土日で、12月29日が土曜、30日が日曜の場合

→12月の勤務した日数には31日の1日分を、1月の勤務した日数には1～3日の3日分を含む。

■注2「控除日数」 手引き P138～

(1) 1日の全部又は一部について、次の①～⑧に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」欄に記入すること。

例) 午前2時間だけ傷病の療養のため勤務できなかった→その日も控除日となる。

①傷病の療養のため勤務することができなかった場合

②出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）から出産後8週間以内において勤務しなかった場合

③育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合

④介護のため承認を受けて勤務しなかった場合

⑤地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合

⑥職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合

⑦親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合

⑧休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合

(2) その日数には、勤務を要しない日、指定週休日等を含む。

例) 傷病の療養のため、木曜から翌週火曜まで勤務できなかった場合

→その間の週休日の土日も日数に含めて6日間が控除日となる。

(3) 控除日数がある場合、下の(C)欄も記載することとなる。

(4) 「控除日の属する月の給与の月額」とは、月額で支給されるべき給与(時間外勤務手当等の実績給は含まない)。

■注3 「給与」 手引き P132～

(1) 算定の基礎となる給与の種類…手引き P132「第1 平均給与額の算定基礎となる給与」参照。

・「給料」は、給料の調整額及び教職調整額を含む。

・算定書には主たる種類しか記載されていないため、必要に応じて欄を増やす。

・手当関係が抜けていることが多いため、要注意。(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当等)

・日、時間又は出来高払制によって定められた給与(実績給)の場合は、右に「実績給」と記載。

・実績給は、支給月ではなく実際に勤務した月の分として算定する(下記(2)参照)。

(2) 給与の総額とは、過去3か月間の勤務に対して支払われるべき給与の意味であり、また、その間の給与が遡及して改定された場合には改定後の額により、時間外勤務手当のように給与支給事務上、勤務した翌月に支払われる給与(実績給)は、算定期間の勤務に対して支払われた給与により取り扱う。また、給与の誤払いの場合等は、その期間の勤務に対する本来の給与に改定されたものが計算の基礎となる。(給与明細等提出いただく書類に、実績給についてはいつの月の分か、差額調整についてはいつの分の調整かといったことを、適宜メモ等付してください。)

例) 災害発生日が平成29年9月1日、過去3か月間は平成29年6月～29年8月。

①平成29年12月に、同年4月1日に遡って給与改定され、給与改定による同年4月～12月分の差額が同年12月にまとめて支給された →平成29年6月～8月の各種給与の額(給与だけでなく、給与改定に伴い影響を受ける地域手当や時間外勤務手当も含む。)は、給与改定を反映した額(差額支給分を反映した額)となる。

※給与改定による追給等の反映漏れが多く見受けられるため、必ずご確認ください。

②平成29年8月に時間外勤務と宿日直を行い、それらに対する時間外勤務手当及び宿日直手当が同年9月に支給された →平成29年8月の給与として、これらの時間外勤務手当及び宿日直手当も含める。

(3) 過去3か月分の全部又は一部が平成25年度である時は、以下に注意(手引き P133 1(1)5段落目)

平成26年4月以降の分として支給される補償及び福祉事業にかかる平均給与額であって、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に基づく国家公務員の給与の減額の措置を踏まえ、平成25年度に新たに行われた給与減額支給措置により減ぜられた給与を基に計算するものについては、当該措置がないものとして、平均給与額を再計算する。

■注4 「通勤手当」 手引き P135～

(1) 支給単位期間(3か月、6か月等)ごとに支給される場合は、その月数で除した額を過去3か月間の各月ごとの通勤手当額とする。なお、実務上各月ごとの合計額に端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行わない(分数表記)。

例) 6か月分の通勤手当13,000円支給→1か月あたり2,166と2/3円、過去3か月分合計6,500円

(2) 通勤手当として、支給単位期間ごとに支給される分と、各月ごとに支給される分の両方ある場合は、支給単位期間ごとの支給を上記(1)により各月ごとに換算した額と、各月ごとに支給される額を合計する。

■注5 B欄「法第2条第4項ただし書による金額(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額)」手引き P137～

(1) 過去3か月間に、日、時間又は出来高払制によって定められた給与（時間外勤務手当、特殊勤務手当（月額で支給されるものは除く。実績のもののみ。）、宿日直手当、夜勤手当等）が発生している場合、この欄も記入する。

■注6 C欄「法第2条第6項による金額（同条第4項本文計算）」 手引きP138～

- (1) 注2の「控除日数」がある場合、この(C)欄も記入する。
(2) 過去3か月の間に、別件の公務災害等で病気休暇等を取得し、給料は100%保障されているような場合でも、注2の控除事由に該当する場合はこの計算を行う。

■注7 C'欄「法第2条第6項による金額（同条第4項ただし書計算）」 手引きP138～

- (1) 実績給があり、控除日もある場合は、B・C・C'欄すべて記入する。
(2) 注2(2)のとおり、控除日数には勤務を要しない日、指定週休日等も含む場合がある。その場合、勤務した日数から差し引く控除日数は、この日を除いて計算する。（手引きP141注）

■注8 D欄「規則第3条第1項による金額」 手引きP141～

- (1) ①給与を受けない期間が過去3か月間の全日数にわたる場合、②注2の控除日が過去3か月間の全日数にわたる場合、③採用の日の属する月に災害を受けた場合、この欄に記入する。詳しい計算方法は手引き参照。

■注9 ①欄「災害発生日における基本的給与の月額」 手引きP150(6)

- (1) 災害発生日における基本的給与（給料、扶養手当、地域手当及び特地勤務手当又はへき地勤務手当）の月額を記入する。
(2) 地域手当には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の額は含まない。

■注10 ②欄「補償事由発生日における基本的給与の月額」 手引きP144～

- (1) 補償事由発生日とは、障害補償は原則として症状固定日、遺族補償・葬祭補償は被災職員が死亡した日、休業補償は療養のため勤務することができず、給与を受けない日を指す。特に障害補償においては、「傷病の治ゆ（症状固定）報告書」で大阪府支部へ報告した症状固定日と合致しているか確認すること。
(2) 基本的な記載内容は、注9と同じ。地域手当についても同様に注意。
(3) 補償事由発生日に被災職員が離職している場合、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において受けることとなる給与の月額を記入する。

なお、地域手当並びに特地勤務手当に準ずる手当及びへき地勤務手当に準ずる手当は、離職者については、離職当時に支払われており、かつ、補償を行うべき事由の生じた時点で当該異動保障期間（各団体の給与条例等に規定されているはずだが、概ね、異動後1年目は100%、2年目は80%等と定められていることが多い）にある場合に限り対象となる。

※補償事由発生日が属する年度に給与改定があった場合は、給与改定を反映させるため、離職時と同じ額になるとは限らないので注意。

■注11 G欄「規則第3条第4項による金額」 手引きP145

- (1) この欄は、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降の場合だけ記入する。
(2) 「総務大臣が定める率」とは、災害発生日の属する機関の区分に応じる規則第3条第4項の規定により総務大臣が定める率を記入する。（手引きP216・217のスライド率。年金ではなく一時金の場合は、表中、「年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分」は災害発生日を、「支給すべき年金の属する期間」は補償事由発生日と考える。）

各年度ごとの更新については、原則として各年度当初に、基金本部から新年度のスライド率が通知されるので、大阪府支部から各団体担当者へメール等で周知している。

■注 12 L 欄「法第 2 条第 11 項又は第 13 項による金額」 手引き P146～

- (1) この欄は、年金たる補償（法第 2 条第 11 項）又は休業補償（同条第 13 項：療養開始後 1 年 6 月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る）を請求する場合に、第 11 項又は第 13 項に規定する基準日における年齢等により記載する。
- (2) 年齢は、年金たる補償を支給すべき月の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）の 4 月 1 日（以下「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金の場合には、被災職員の死亡がなかったものと仮定した場合の年齢）によって判断する。
- (3) 最低及び最高限度額については、手引き P219～の最低最高限度額早見表を参照。各年度ごとの更新については、原則として各年度当初に、基金本部から新年度のスライド率が通知されるので、大阪府支部から各団体担当者へメール等で周知している。
- (4) 療養開始後 1 年 6 月を経過した後に補償を行うべき事由が生じた休業補償の場合は手引き P148 参照。
- (5) なお、遺族補償年金と葬祭補償の両方が支給される場合、葬祭補償は年金ではないため、この最高限度額は適用されない。

■その他注意事項

- (1) 給与改定により、当初に決定した平均給与額の算定の基礎となった給与が遡及して改定された場合、平均給与額の再計算を行う必要がある。なお、一時金のように既に補償が完結していても、再計算を行う必要があるため、平均給与額算定後に給与改定等があった場合、まず当支部までご連絡ください。
- (2) 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないでください。様式上、1 銭未満は記載しないようになっていますが、同一欄内での算定途中は、端数処理を行わないこととなります。
例) B 欄の (ハ) が 120 円 66.666…銭、(ニ) が 7,500 円 66.666…銭の場合、記載上は (ハ) 120 円 66 銭、(ニ) 7,500 円 66 銭とし、合計は 7,621 円 33 銭となります（1 銭未満も合計）。
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 3 条に規定する派遣職員にあっては、「災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去 3 月間の給与」欄には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去 3 月間の給与を、(A) 欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 5 条第 2 項の規定による平均給与額等を定める省令（以下「省令」という。）第 1 条第 1 項の規定による金額を、(J) 欄には省令第 1 条第 3 項による金額のうち最も高い金額を、(K) 欄には省令第 2 条の規定による金額を、(L) 欄には省令第 4 条又は第 5 条の規定による金額を記入し、省令第 1 条第 3 項の規定による計算の内訳を別紙として添付してください。